

7 選挙会

(1) 選挙長、選挙立会人及び選挙会事務従事者

選挙長					選挙立会人	事務従事者			
県選挙管理委員会の委員長	同左記の委員	書記長	その他	計		県選挙管理委員会の書記長及び書記	県の職員	その他	計
1				1	3	3			3

8 選挙公営

(1) 選挙公報

ア 選挙公報発行状況

候補者数	掲載申請者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たりの印刷費(税抜)	公報の規格及び頁数
				印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
2	2	2,481,800	2,270,813	2日	12日	14日	4.47円	新聞紙大 2頁

イ 選挙公報の配布方法

	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	16(姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、龍野市、赤穂市、三木市、川西市、三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	1(猪名川町)

ウ 「選挙のお知らせ」点訳版購入状況

発行者	購入部数	配布方法	郵便物差出日	1部当たりの単価
東京ヘレン・ケラー協会 (「点字ジャーナル」号外)	1,940	県選管から郵送 (一部市町から配布)	6月23日	320円

エ 「選挙のお知らせ」音声版購入状況

発行者	購入本数	配布方法	郵便物差出日	1本当たりの単価
兵庫県視覚障害者福祉協会 (音声による「選挙のお知らせ」)	2,110	県選管から郵送 (一部市町から配布)	6月22日	525円

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
市	1,578	300	90				641	641	2,609
町	199	61	6				237	237	503
計	1,777	361	96				878	878	3,112

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計	
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
市	4		2		14		20	
町	1				3		4	
計	5		2		17		24	

(4) 新聞広告

区分	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
朝日新聞	2	2	403,200
毎日新聞	1	1	302,803
読売新聞	2	2	376,992
神戸新聞	2	3	504,000

(5) 政見放送及び経歴放送

放送局名		放送日	放送時間	政見放送の順序	
NHK 総合テレビ	1回目	6月22日(水)	23:15~23:30	井戸 敏三	金田 峰生
	2回目	6月30日(木)	6:30~6:45		
NHK ラジオ第1	1回目	6月24日(金)	7:20~7:35		
	2回目	6月29日(水)	12:30~12:45		
サンテレビ ジョン	1回目	6月24日(金)	17:00~17:15	金田 峰生	井戸 敏三
	2回目	6月26日(日)	19:30~19:45		
	3回目	6月29日(水)	15:30~15:45		
ラジオ関西		6月22日(水)	12:32~12:47	金田 峰生	井戸 敏三

(注) 1. 政見放送の時間は各候補者5分30秒以内で、その直前に経歴放送が30秒以内で行われた。

2. 上記の他、経歴放送のみ次のとおり放送した。(放送の順序は上記のとおり。)

NHK総合テレビ 6月28日(火)11:54~11:56

NHKラジオ第1 6月21日(火)18:55~18:57

6月23日(木)11:55~11:57

6月30日(木)18:55~18:57

(6) 選挙運動用自動車

区 分	一般運送 契約によ るもの (ア)	(ア)以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	人	2人	2人	2人		
延べ使用 (従事)日数	日	34日		34日		
契約金額 の総額	円	379,800円	102,115円	467,500円	949,415円	949,415円
基準額の 総額	円	520,200円	249,900円	425,000円	1,195,100円	1,195,100円
請求額の 総額	円	379,800円	102,115円	425,000円	906,915円	906,915円

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。
 3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,300円×使用日数(ウ)7,350円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。
 4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(7) 選挙運動用ポスター

候補者数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
2人	4,113,165円	2,400,000円	2,400,000円	110円

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (\text{1円未満の端数は切り上げ})$$
 を乗じたものである。